

横浜市開発事業の調整等に関する条例による完了公告後等の条例の遵守期間における

開発事業の計画の変更の解釈基準：

横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引 第2編 第2章第3節 開発事業計画の同意等

【条例】

(変更の同意)

第20条 第17条第1項の同意を得た開発事業者は、開発事業の計画を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の同意を得なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の同意を得ようとする開発事業者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。この場合において、当該開発事業者は、あつせん又は調停に基づく変更の場合を除き、あらかじめ、第9条第1項の規定により設置した標識に表示された事項について必要な修正をするとともに、第11条から第14条の2までに定める手続(第2条第2号カに掲げる開発事業にあつては、第13条第1項及び第2項に定める手続)及び開発協議を行わなければならない。

3 第17条第1項の同意を得た開発事業者は、第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を書面により市長に届け出るとともに、第9条第1項の規定により設置した標識に表示された事項について必要な修正を行わなければならない。

4 第17条第3項及び前2条の規定は、第1項の同意について準用する。

5 第1項又は第3項の場合における第22条及び第24条の規定の適用については、第1項の同意又は第3項の届出に係る変更後の内容を第17条第1項の同意の内容とみなす。

【規則】

(変更の同意の申請)

第20条 条例第20条第2項の規定による申請は、開発事業計画変更同意申請書(第8号様式)により行わなければならない。

第21条 削除

【解説】 (略)

【完了公告後等の条例の遵守期間における開発事業の計画の変更の解釈基準】

(完了公告後等の条例の遵守期間における開発事業の計画の変更)

1 条例第2条第2号ア、オ又はカに掲げる開発事業について、完了公告後等の条例の遵守期間における開発事業の計画の変更とは、次のいずれにも該当しない場合をいう。

- (1) 開発事業区域の形状が変更される場合
- (2) 公共施設の位置及び形状が変更される場合
- (3) 予定される建築物の敷地の計画数に変更される場合
- (4) 予定される建築物の用途が変更される場合